

令和3年1月20日

保護者の皆様へ

田原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する情報の扱い方と対応について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より学校教育へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国各地で新型コロナウイルスの感染者数が増加し、愛知県では1月13日付で緊急事態宣言が発令されるなど、これまで以上に警戒感が高まっています。本市においても、1月14日現在で61名の感染者が報告されていますが、この中には小学生、中学生、教職員の感染が含まれており、学校現場でも予断を許さない状況です。

市内の児童生徒や教職員が感染者や濃厚接触者となった場合、学校は感染の拡大予防を最優先に、必要な措置を速やかに行っています。この間、感染に関する情報は、個人情報守秘の観点から極めて慎重に扱っています。しかし、お伝えできる情報と範囲が限られるために、様々な憶測や不安を招き、多くの方に精神的な負担をおかけしていることをお詫びいたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する情報の扱い方と対応について、市教委および学校の方針を下記のとおりお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、子ども達の学習の機会を守るため、本方針をご理解のうえ今後の情報に適切に対処いただくとともに、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

◆個人情報 は 慎重に扱います

新型コロナ感染症に関する個人情報は、保健所など県の関係機関で厳しく管理され、本人や保護者（当事者）以外への情報提供には多くの制約があります。これは、市教委や学校も同じで、当事者からいただいた感染情報は極めて慎重に扱っています。

◆感染情報の公表は相手と内容を選んで行います

市内の児童生徒や教職員が感染者または濃厚接触者になった場合、学校は市教委と連携して感染拡大防止のために必要な措置を検討します。その結果、臨時休業、日課や行事、授業の変更など保護者の方にお知らせしたり協力を依頼したりする必要があるときには、公表する相手と内容（感染情報を含む）を決めたうえで、電話、緊急配信メール、書面等の方法で情報をお伝えするようにしています。

◆感染情報に接した時には適切な対応をお願いします

もし、わが子の通う学校で感染の話を知ったら、誰もが不安になったり事実を確かめたりしたくなります。その時は、最初に情報の出所を確認してください。学校や市教委の情報であれば、落ち着いて対処してください。出所が定かでない情報や学校や市教委から直接提供されていない情報については、自身やお子さんにとって今必要な情報ではないと判断し、それ以上の対応や詮索は不要とお考えください。うわさや憶測で確かな情報が見えなくなったり、感染情報を届けていただいた当事者の方がさらに傷ついたりすることがないように、皆様のご配慮をお願いします。なお、その他の対応について裏面のQ&Aをご参照ください。

<問合せ先> 田原市教育委員会学校教育課 (TEL 0531-23-3679)

新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A

～いつ身近に起きるかもしれない“その時”に慌てないために～

令和3年1月13日 田原市教育委員会学校教育課

新型コロナウイルス感染は、お子さんが通う学校やご自身の家庭内にいつ起きても不思議ではありません。これまで、田原市内の小中学校で対応した事例をもとにQ&Aを作成しましたので参考にいただければ幸いです。なお、感染状況や対策は今後も大きく変わる場合がありますので、その都度、最新の情報に従ってください。

Q 市内の小中学校の感染状況はどのようになっていますか。

A 市内で初めて児童生徒あるいは教職員の感染報告があったのは11月で、これまでに2中学校、1小学校で報告されています。また、濃厚接触者については2中学校、4小学校です。

Q 感染経路についてわかっていることはありますか。

A 正式な報告はありません。ただ、これまでの状況を見る限り、感染は家庭内や出先など学校外で起きていると考えています。また、学校内で濃厚接触者となった児童生徒は、PCR検査の結果、全員が陰性でした。このように、これまでのところ校内での感染拡大は十分に抑えられており、日頃の感染症対策が有効に働いていると思われま。

Q 校内で濃厚接触者となった理由は何ですか。

A 濃厚接触者の判定は保健所が行います。これまでの判定から推測すると、濃厚接触者となる状況はすべてマスクを外した活動内で発生しています。具体的には音楽の歌唱テスト、体育のマット運動、給食などです。学校ではこうした事例をふまえて、感染症対策の一層の徹底を図っています。

Q 児童生徒が感染したり濃厚接触者となったりした場合、本人はいつから登校できますか。

A 保健所の指示に従ってください。これまでの取り決めでは、感染者は少なくとも10日間の出席停止になります。その後の登校については保健所が判断します。濃厚接触者の場合は、PCR検査の結果が陰性であっても2週間の出席停止となります。これ以外に、保健所から指示があった児童生徒について、本人と保護者の希望があればPCR検査を受けることができます。こちらは念のため行うもので、陰性の結果が出次第登校できます。また、教職員の場合も同様の対応となります。

Q 児童生徒や教職員が感染したり濃厚接触者となったりした場合、学校の対応はどうなりますか。

A 原則として、濃厚接触者が出た場合に休業措置はとりません。感染者が出た場合も、一律に全校の休業措置となるわけではなく、様々な情報から市教委で総合的に判断します。いずれにしても、児童生徒の感染予防を最優先にしてその後の対応を検討します。

Q 愛知県で緊急事態宣言が発令されましたが、学校の対応で変化はありますか。

A これまでの感染症対策をより徹底することはもちろんですが、各学校では感染リスクの軽減を図るため、授業内容や部活動の練習などの変更等も含めて検討して参ります。